

2025年全日本ラリー選手権統一規則

(下線部：変更箇所)

2025年規則	2024年規則
<p><u>2025年JAF全日本ラリー選手権統一規則</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p>第1条 競技会特別事項 本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本統一規則第1章の各項目を明記すること。 また、特別規則の内容は本統一規則の内容に相反したり、また重複しないこと。</p> <p>○競技会の定義および組織 2025年JAF全日本ラリー選手権第○戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、<u>2025年日本ラリー選手権規定</u>、<u>2025年全日本ラリー選手権統一規則</u>、<u>ラリー競技開催規定</u>および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。</p> <p>○プログラム（略）</p> <p>○競技会の名称 2025年JAF全日本ラリー選手権第○戦 ○○ラリー<u>2025</u></p> <p>○競技の格式 JAF公認：国内競技 JAF公認番号 <u>2025年</u>○○○○号</p> <p>○競技種目（略）</p> <p>○開催日程および開催場所 2025年○月○日（○）（略）</p> <p>○競技会本部 ～ ○参加申込および問い合わせ先（大会事務局）（略）</p> <p>○保険 2025年日本ラリー選手権規定第17条に基づき、～（略）</p> <p>○音量規制 ～ ○レッキの実施方法（略）</p> <p>○タイヤおよびホイール 装着するタイヤ・ホイールは、車両のクラス区分に従って定められる下記の最大直径および最大幅とする。</p>	<p><u>2024年JAF全日本ラリー選手権統一規則</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p>第1条 競技会特別事項 本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本統一規則第1章の各項目を明記すること。 また、特別規則の内容は本統一規則の内容に相反したり、また重複しないこと。</p> <p>○競技会の定義および組織 2024年JAF全日本ラリー選手権第○戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、<u>2024年日本ラリー選手権規定</u>、<u>2024年全日本ラリー選手権統一規則</u>、<u>ラリー競技開催規定</u>および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。</p> <p>○プログラム（略）</p> <p>○競技会の名称 2024年JAF全日本ラリー選手権第○戦 ○○ラリー<u>2024</u></p> <p>○競技の格式 JAF公認：国内競技 JAF公認番号 <u>2024年</u>○○○○号</p> <p>○競技種目（略）</p> <p>○開催日程および開催場所 2024年○月○日（○）（略）</p> <p>○競技会本部 ～ ○参加申込および問い合わせ先（大会事務局）（略）</p> <p>○保険 2024年日本ラリー選手権規定第17条に基づき、～（略）</p> <p>○音量規制 ～ ○レッキの実施方法（略）</p> <p>○タイヤおよびホイール 装着するタイヤ・ホイールは、車両のクラス区分に従って定められる下記の最大直径および最大幅とする。</p>

1) ホイール

クラス1 (JN-1) : F I A国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第26
0、261条 801項に従うこと

クラス2 (JN-2) : 最大直径 18 インチ 最大幅 8.5 インチ

※2026年より、最大直径 18 インチ 最大幅 8 インチとする。

クラス3 (JN-3) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7.5 インチ

クラス4 (JN-4) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7.5 インチ

クラス5 (JN-5) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7 インチ

環境対応クラス (JN-X) : 最大幅 8 インチ

2) タイヤ

本競技会で使用できるタイヤの本数は、〇〇本までとする。

[※1. 舗装 (アスファルト、ターマック等) スペシャルステージとして認定
された競技会の場合、以下の条文を追記すること]

クラス1 (JN-1) : 最大幅リム/タイヤの組み立て品の幅は9インチとし、直
径 650ミリ以下とする。

クラス2 (JN-2) : 最大幅 245ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

※2026年より最大幅は235ミリ、直径650ミリ以下とする。

クラス3 (JN-3) : 最大幅 225ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス4 (JN-4) : 最大幅 225ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス5 (JN-5) : 最大幅 215ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

環境対応クラス (JN-X) : 最大幅 235ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

※「ミリ」は「ミリメートル (mm)」のことをいう

※JAF は予告期間をもって変更する権利を留保する。

(以下略)

○セレモニアルスタート/フィニッシュ ~ ○タイムコントロール (略)

○スペシャルステージ

1) 計測は、印字機能を持つクロノメーターにて行う。

2) ~4) (略)

1) ホイール

クラス1 (JN-1) : F I A国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第26
0、261条 801項に従うこと

クラス2 (JN-2) : 最大直径 18 インチ 最大幅 8.5 インチ

クラス3 (JN-3) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7.5 インチ

クラス4 (JN-4) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7.5 インチ

クラス5 (JN-5) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7 インチ

クラス6 (JN-6) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7 インチ

※2025年にクラス2 (JN-2) の見直しを実施する。

2) タイヤ

本競技会で使用できるタイヤの本数は、〇〇本までとする。

[※1. 舗装 (アスファルト、ターマック等) スペシャルステージとして認定
された競技会の場合、以下の条文を追記すること]

クラス1 (JN-1) : 最大幅リム/タイヤの組み立て品の幅は9インチとし、直
径 650mm以下とする。

クラス2 (JN-2) : 最大幅 245ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス3 (JN-3) : 最大幅 225ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス4 (JN-4) : 最大幅 225ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス5 (JN-5) : 最大幅 215ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス6 (JN-6) : 最大幅 215ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

※2025年にクラス2 (JN-2) の見直しを実施する。

(以下略)

○セレモニアルスタート/フィニッシュ ~ ○タイムコントロール (略)

○スペシャルステージ

1) 計測は、印字機能を持つクロノメーターにて1/10秒まで計測する。

2) ~4) (略)

○整備作業 (略)

○賞典

JN-1～JN-5 (略)

JN-X クラス 1位～3位 JAF 楯

(以下略)

○その他 (略)

○細則 (略)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条～第7条 (略)

第8条 安全装備

1) クルーが着用するもの：

FIA 公認の FHR システムについて、全日本選手権ではその着用を必須とする。FHR システムの着用に伴うシートベルトの取り付けに関しては、FIA ガイドライン（『Guide and installation specification for HANS® devices in racing competition』または『Guide and installation specification for Hybrid & Hybrid Pro devices in racing competition』）を推奨する。

(略)

2) 参加車両に搭載するもの：

○整備作業 (略)

○賞典

JN-1～JN-5 (略)

JN-6 クラス 1位～3位 JAF 楯

(以下略)

○その他 (略)

○細則 (略)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条～第7条 (略)

第8条 クルーおよび参加車両の変更

- 1) 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。ただし、コ・ドライバーおよび参加車両については、参加者から参加確認受付終了までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 2) 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。

第9条 安全装備

1) クルーが着用するもの：

当該年国内競技車両規則第4編細則ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則に従ったヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。また、グローブも着用すること（コ・ドライバーは任意）。

なお、FIA 公認の FHR システムについて、全日本選手権ではその着用を必須とする。FHR システムの着用に伴うシートベルトの取り付けに関しては、FIA ガイドライン（『Guide and installation specification for HANS® devices in racing competition』または『Guide and installation specification for Hybrid & Hybrid Pro devices in racing competition』）を推奨する。

(略)

2) 参加車両に搭載するもの：

(1) 非常用停止表示板（三角）2枚

(2) 片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれたA3判のカード2枚

(3) 非常用信号用具（発煙筒・赤色灯）

- (1) シートベルトカッター2個(推奨)。クルーそれぞれに対して、シートベルトやヘルメット、FHR等を正しく装着した状態で手の届く場所に固定する。
- (2) JN-1クラスを除き、当該年の国内車両規則に定める消火装置に加えて、更に1本の同規則に定める手動消火装置の搭載を強く推奨する。車体から取り外し、自車以外の消火活動に使用できるものとする。

第9条 参加確認および車両検査

1. 参加確認:

参加者は、参加確認時に以下の書類を提示すること。

1) ~4) (略)

2. (略)

第3章 競技に関する基準規則

第10条 ブリーフィング

当該年の日本ラリー選手権規定第17条に従う。

第11条 スペシャルステージ

1. スペシャルステージの安全

天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようにクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。

なお、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第28条15.に該当する事象が発生した場合、競技長の指示により赤旗を提示する。

スペシャルステージ内の状況把握および安全管理のためトラッキングの実施を義務付ける。

※トラッキングの定義および推奨基準については、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第1条を参照。

- (4) 牽引用ロープ
- (5) 救急薬品
- (6) 各車両規定に定められている仕様の消火器

第10条 書類検査および車両検査

1. 書類検査:

参加者は、書類検査時に以下の書類を提示すること。

1) ~4) (略)

2. (略)

第3章 競技に関する基準規則

第11条 ブリーフィング

当該年の日本ラリー選手権規定第16条に従う。

第12条 スペシャルステージ

天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようにクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。

なお、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第25条14.に該当する事象が発生した場合、競技長の指示により赤旗を提示する。

スペシャルステージ内の状況把握および安全管理のためトラッキングの実施を義務付ける。

※トラッキングの定義および推奨基準については、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第1条を参照。

2. タイムの計測

スペシャルステージのタイム計測に当たっては、スペシャルステージあるいはスーパースペシャルステージのフィニッシュコントロール側の計時・測定装置としては主装置と副装置のそれぞれ独立した2つ以上の系統を用意し、単一箇所の不具合で両方の装置が機能不全を起こすことがなく、確実に走行タイムが記録されるようにしなければならない。

第12条 燃料補給および充電（略）

第13条 リスタート

1) 各レグにおいて競技から離脱した参加者は以下を条件に次レグへの出走が許される。

オーガナイザーが指定する時刻までに再車両検査に合格すること。ただし、リスタートを希望する場合は、車両の移動の為に必要な作業を除き、レグ離脱の時点から技術委員長が認めるまで車両に対する整備作業を行ってはならない。

2) リスタートのタイムペナルティー

(1) リスタートする全てのクルーにはタイムペナルティーが課される。このペナルティーは、完走できなかったスペシャルステージあるいはスーパースペシャルステージ1本ごとに10分とする。

第13条 燃料補給および充電（略）

第14条 整備作業の範囲

整備作業の範囲は、以下の通りとする。

- 1) タイヤの交換
- 2) ランプ類のバルブ交換
- 3) 点火プラグの交換
- 4) Vベルトの交換
- 5) 各部点検増締め
- 6) 上記以外の整備作業を行う場合、競技会技術委員長の許可を得て、所定の申告書を必ず提出すること。

第15条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第16条 リスタート

各レグにおいて競技から離脱した参加者は以下を条件に次レグへの出走が許される。

- 1) オーガナイザーが指定する時刻までに再出走の申請を行うこと。
- 2) オーガナイザーが指定する時刻までに再車両検査に合格すること。
- 3) 当該競技会審査委員会の承認を得ること。

(2) このタイムペナルティーは走行しなかったそれぞれのスペシャルステージあるいはスーパースペシャルステージの、当該車両と同じクラスの最速タイムに加算するものとし、さらにクルーがレグ離脱したスペシャルステージあるいはスーパースペシャルステージもこれに含むものとする。同じクラスに完走した車両がない場合のタイムペナルティーを加算する基準タイムは、審査委員会が適切だと考える他のクラスの最速タイムを用いることとする。

3) レグの最後のスペシャルステージあるいはスーパースペシャルステージの走行後にレグを離脱した場合、当該スペシャルステージあるいはスーパースペシャルステージにおいて自身が記録したタイムに対して (1) のタイムペナルティーが加算される。

第14条 競技結果 (略)

第17条 競技結果 (略)

第4章 抗議

第18条 抗議

1) 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

(1) 抗議を行う場合は、必ず文書にて理由を明記し、53,300円を添えて競技長に提出すること。

(2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

(3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は、抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。

(4) 審判員の判定、計時装置、安全上の判断に伴うタイヤの追加に関する競技長宣言に対して抗議することはできない。

(5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

2) 抗議の制限時間

(1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

(2) 競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗議は、最終号車がパルクフェルメに入場後30分以内に提出しなければならない。

(3) 競技の順位に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければ

<p style="text-align: center;">第4章 競技会の成立、延期、中止、または短縮</p> <p>第15条 リタイヤ (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 賞典</p> <p>第16条～第17条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 本統一規則の解釈および施行</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 罰則</p> <p>1) ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第30条に従う。</p> <p>2) ～3) (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">ならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮</p> <p>第19条 リタイヤ (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 賞典</p> <p>第20条～第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 本統一規則の解釈および施行</p> <p>第22条 (略)</p> <p>第23条 罰則</p> <p>1) ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第28条に従う。</p> <p>2) ～3) (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--

＜国内競技車両規則・細則『ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則』＞

<p>ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則 (略)</p>	<p>ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則 (略)</p>
--	--